

第269回定例県議会 質疑

問1 議案第20号 青森県公営住宅法施行条例案 条例の概要等について (建築住宅課)

(1) 条例の概要について伺いたい。

地域の自主性及び自立性を高めるため公営住宅法が改正され、これまで国が定めていた公営住宅及び共同施設の整備基準について公営住宅の供給を行う地方公共団体が条例で定めることとされたことから、本定例会に青森県公営住宅法施行条例案を提案しているところです。

本条例案では、従来の国の整備基準と同様の内容で、公営住宅の敷地の位置や造成方法、住棟の配置、住宅の構造や設備等に関する整備基準を規定しているほか、災害時において、緊急に公営住宅を整備する必要がある場合等の特例を規定しております。

(2) 県営住宅小柳団地建替事業の概要について伺いたい。

県営住宅小柳団地は、昭和四十七年度から四十九年度に建設された団地であり、老朽化が著しく、省エネルギーやバリアフリー等の点で現行の公営住宅等整備基準に適合しない部分が多く、また、住戸面積も狭小である等の理由から、建てかえにより居住水準の向上を図ることとしております。

事業計画としては、平成二十四年度から三十二年度にかけて、従前の管理戸数三百四戸と同数の県営住宅、駐車場及び集会所の建設並びに既存住宅の除却を予定しております。

来年度は、団地全体の設計をするとともに、新たな県営住宅の建設用地を確保するため既存住宅の除却等を行うこととしており、これに要する経費を平成二十四年度当初予算に計上し、御審議いただいているところです。

(3) 市営住宅小柳第一団地の建替とどのように連携するのか伺いたい。

県営住宅小柳団地に隣接する青森市の市営住宅小柳第一団地においても建てかえが予定されていることから、青森市の関係部局との間に、小柳団地安心

住空間創出協議会を設置するなどして、連携について協議してきたところです。

この協議の中では、同じく建てかえを予定している小柳小学校や、緑地を含めたこの地域のまちづくり、集会所の集約化、社会福祉施設等の導入などを検討してきたところです。

建てかえに当たっては、従前のように、それぞれ団地集会所を整備するのではなく、県と市で集会所を合築することで合理化を図ることとしております。また、団地内への社会福祉施設等の導入などについて引き続き協議しているところであり、今後とも青森市と連携を図りながら建てかえ事業を進めてまいります。

それから、県営小柳団地の規模でございますけれども、階数としては、これは予定でございますが、五、六階建て。棟数としては、現在は十三棟ありますが、建てかえ後は四棟を予定しております。

問2 提出議案知事説明要旨 「海洋エネルギーを活用した産業振興」に係る取組について（エネルギー開発振興課）

（1）海洋エネルギーの利用に係る国の動向について伺いたい。

我が国は海洋国家であり、海流、潮流、波力など海洋エネルギーのポテンシャルは高く、将来のエネルギー源として大きく期待されております。

現在、国の研究開発事業として、海流発電と海洋温度差発電が二件、波力発電三件、潮流・海流発電一件の計六件が採択されるなど、開発に向けた取り組みが進められておりますが、一方で、実用化に向けては、設置コストや環境への影響、海域利用に関する利害調整など多くの課題があります。

このため国では、平成二十年三月に閣議決定した海洋基本計画に基づき、国際的な動向を把握しつつ、我が国の海域特性を踏まえながら海洋エネルギー開発の基礎的な研究を進めることとしております。

具体的には、平成二十四年度から、大規模な総合実証実験海域の整備や海域利用に向けた関係者との調整のあり方などについて、仮称ですが、海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針として決定するとともに、実海域における実証サイトを確保する総合実証実験海域の選定作業を進め、平成二十

五年度からは総合実証実験海域での施設整備を開始する予定としております。

(2) 海洋エネルギーの利用に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いたい。

三方を海に囲まれている本県は、海洋エネルギーのポテンシャルが極めて高く、多様な利用可能性を有しており、平成十八年度及び十九年度には、津軽海峡における潮流発電の実現に向けた調査研究を実施するなど、海洋エネルギー開発に向け、これまで実績を積み重ねてきたところです。

平成二十四年度は、国による総合実証実験海域の整備に向けた動向を踏まえ、本県の海洋エネルギーのポテンシャルと経験を生かして、その誘致を図り、関連産業の創出につなげていくため、海洋エネルギー関連産業創出事業を実施することとし、所要の経費について、本定例会で御審議をいただいているところです。

具体的には、有識者や関係機関・団体等で構成する検討委員会を設置し、波力発電や海流・潮流発電、洋上風力発電などの各実証実験海域の候補地選定や、地元関係者のかかわり方、地域振興策等を検討していくこととしております。

特に海洋エネルギーの開発に当たりましては、漁業関係者の理解と協力が極めて重要となることから、検討委員会には漁業関係団体や関係市町村に参画いただくとともに、フォーラムの開催などを通じて合意形成と機運醸成に努めることとしております。

三方に海を擁する本県のポテンシャルを産業創出に結びつけるため、国の総合実証実験海域選定および整備にむけ全力を挙げて取り組んでもらいたい。

問3 議案第1号 平成24年度青森県一般会計予算案について

(1) 歳出8款2項1目 道路橋梁総務費 陸上雪捨て場の整備について(道路課)

ア 青森市内に新しく整備する陸上雪捨て場の概要について伺いたい。

県では、安全で円滑な道路通行を確保するため、道路除雪作業に加えて排雪作業を実施しているところです。青森市内の県管理道路における排雪量の約半数が海上に投雪されております。県では、海上投雪量の削減を図るため、平成

二十一年度から雪捨て場の検討を進めており、今年度、青森市西部地区の排雪量相当を処理できる能力を有する新たな陸上雪捨て場、容量約十一万立方メートルを計画しておりますが、その整備に着手いたしました。平成二十四年度は用地の取得を進めることとしております。

イ 今後の雪捨て場の確保について、県の考え方を伺いたい。

現在計画中の陸上雪捨て場につきましては、市内高田地区にある既存の雪捨て場、それから八重田浄化センターの部分、それと青森港内で建設中であるごみが外部に流れ出ない雪捨て場の三カ所と、距離と投雪量などを調整して西部地区に建設するという計画となっております。

新たな雪捨て場として想定している地域としては、JR津軽線から西側で、国道七号の一部、国道二百八十号、青森五所川原線、津軽新城停車場油川線、鶴ヶ坂千刈線などを対象として計画しております。

計画どおり完成することができれば、県管理道路から排雪される雪は、将来、直接海へ投雪されることはなくなると考えております。

それから今後の雪捨て場の確保についての考え方でございます。

陸上雪捨て場の検討に当たりましては、国、県及び青森市による道路排雪に係る打ち合わせ会議を開催し、雪捨て場の確保状況、相互利用などについて意見交換を行い、調整を図っているところです。

今後も、既存の雪捨て場と新たに整備する陸上雪捨て場のほか、青森港に整備を進めている雪が直接湾内に流れ出ない機能を持つ雪処理施設の利用などにより、今冬のような豪雪となっても円滑な排雪作業ができるように努めてまいります。

ただいまも答弁にありました海への投雪ということも現実起きており、その投雪によって、一般の方が車ごと海中に落ちて亡くなるといったような事故も、この冬も起きております。そうした事故を未然に防いでいく、また海にごみが

流れ出ないような対策というものもぜひ講じていただきたいということをあわせて要望しておきたいと思います。

きのう私は、先議の質問をする中で雪対策のことを申し上げました。

あの後入ってきた情報で、このたび国会において、議員立法によって、豪雪地帯対策特別措置法の延長及び改正によって、雪冷熱エネルギーを活用する施設の建設促進や空き家の除雪措置を新たに導入する方向であるというふうに聞いております。

これについては恐らく反対する政党はないものというふうに思いますので、早ければ年度内、今月中には成立する公算が大きいと報じられております。

ぜひ本県こそ、こうした特別措置法の積極的な活用により、道路除排雪にとどまらず、県民生活の安全確保対策に活用を検討すべきだと考えます。あわせて、ただいまの道路の雪捨て場、排雪場所ですけれども、陸上雪捨て場というふうな表現になっていました。ただ単に雪を寄せて捨てるだけでなく、それを囲い込む、覆って、その冷熱を夏まで、あるいは場合によっては夏以降も使えると思います。農業や、あるいは施設の空調など、さまざまな転用が十分に可能かと考えられます。そうしたことについても幅広く検討をしていただきたいと思うわけですが、この点について副知事にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

青山副知事

雪に関しては、国も各県からの要望も受けて、先般も、国交省の道路局長に要請に行ったときに、地方からいろんなアイデアを出してくれということで、今回もそういう形で集約されていろんな政策ができていくと思いますので、乗りおくれないように、本県の実情を十分伝えるような体制で臨んでいきたいと思っています。

(2)歳出10款7項2目 体育振興費 平成24年度から中学校保健体育科で実施される武道の授業について（スポーツ健康課）

ア 武道の授業を安全に行うための県教育委員会の取組について伺いたい。

県教育委員会では、国の中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校の事業を活用し、武道の授業が安全かつ円滑に実施できるよう、平成二十一年度から三年間かけ、県内すべての中学校の保健体育科教員を対象に武道指導法講習会を開催してきました。

平成二十四年度の県内公立中学校百六十五校における武道の実施予定種目は、複数の種目を実施予定している学校もあることから、内訳としては、柔道が百三十四校八一・二%、剣道が三十八校二三・〇%、相撲が六校四・四%となっております。

県教育委員会としましては、平成二十四年度において、文部科学省が現在作成している柔道の安全指針に関する研修会を県内すべての中学校を対象に行うとともに、国の武道等指導推進事業を活用し、武道指導法に関する講習会等を引き続き開催することとしております。

イ 武道の授業が履修できない場合の評価・評定について伺いたい。

中学校保健体育科の授業の評価は、関心・意欲・態度、思考・判断、技能、知識・理解の四つの観点で評価します。現在、各学校においては、武道の実技ができない場合、技能以外の観点で評価できるよう、例えば授業を見学して学んだことをレポートにまとめさせるなど弾力的な対応をしております。

保健体育科の年間評定に関しては、武道の授業において、このような配慮をしながら評価するとともに、他の領域の評価も含めて総合的に判断することとなっております。

ウ 武道の授業等において、頭を打つなどの事故が発生した場合の対応について伺いたい。

学校で重大な事故が発生した場合の対応ですが、直ちに指導教員は、近くの教職員等に管理職及び養護教員へ連絡させるとともに、負傷者に付き添う。養護教員と指導教員は、負傷者の実態を把握し、その場で可能な応急手当を実施する。管理職は、直ちに救急車の出動を要請するとともに、保護者に連絡を

する。負傷者を救急車で病院搬送後、専門医の診察を受ける。症状が後から出ることもありますので、保護者と連絡を密にし、帰宅後の経過状況を把握するなど、状況に応じ適切な救急体制がとられております。

県教育委員会としましては、研修会などを通じて、県内すべての中学校で武道が安全に実施されるよう、今後も指導してまいります。

事故の把握に県教委としてどのように努めてきたのか、これまでの対応と、武道の授業が必修化されることに伴い、武道の授業も含む学校内での事故の把握に努めるべきと考えますが、県教育委員会の見解を伺いたいと思います。

小・中学校については、市町村の教育委員会から教育事務所を通して、また、県立学校については直接という形で県教育委員会へ報告がなされてまいりますが、やはり事態の掌握がなかなか電話等ではわかりづらいという面もございますので、例えば中学校で事故が発生した場合、教育事務所の指導主事などを派遣し、連絡を密にしながら適切な助言ができるように努めているところです。

事後報告などもされますので、その報告書に沿いながら、足りないところなどがありましたら、また助言をするという形で指導をしているところです。

今後、さまざま事故も懸念されるというご心配は各議員からも寄せられているところですので、新年度に入り、早々に研修会を持ち、県内すべての中学校で安全に実施されるよう、指導してまいります。

頭部や全身を強打することで脳脊髄液が漏れ、頭痛や倦怠感などの症状を引き起こす脳脊髄液減少症が知られております。ただ、この症状は発症までに時間を要することもたびたびあることから、事故後の適切な対応が求められます。養護教諭にとどまらず、教職員に広く、この脳脊髄液減少症について周知すべきと考えますが、県教育委員会の見解を伺いたいと思います。

脳脊髄液減少症への適切な対応については、平成十九年の文部科学省からの事務連絡がございまして、それを各市町村教育委員会及び県立学校に通知をして周知を図っております。

また、養護教諭を含む教職員あるいは保護者、学校医等を対象に、これまで二回、脳脊髄液減少症についての研修会を開催しております。今後とも、関係部局と連携をし、各種研修会等の機会をとらえて、学校関係者等に対し周知を図ってまいります。

問4 議案第15号 平成24年度青森県病院事業会計予算案 歳出1款1項3目 経費 県立中央病院におけるクレジットカード決済の導入について（病院局）

05年6月の第242回定例会一般質問で県立中央病院でのクレジットカード払い導入を求めて以降、機会あるたびに早期導入を要請してきた。

（1）医療費の支払い方法としてクレジットカード決済を導入したとのことだが、その経緯について伺いたい。

医療費の支払い方法として、クレジットカードによる決済導入については、以前から、患者の利便性向上の観点から検討を行ってきたところです。

昨年十月に県内外の病院におけるクレジットカード決済の導入状況を調査したところ、県立病院を有する他都道府において、回答があった三十一都道府県のうち、二十四都道府県が既に導入済みとの回答があり、また、県内の公的医療機関においても、弘前大学医学部附属病院、青森市民病院、八戸市立市民病院、三沢市立三沢病院といった各地域の中核病院において既に導入されている状況にありました。

このように、県内外の公的医療機関等においても導入が進んでいること、またクレジットカードが一般的な決済手段として普及、定着してきており、導入により患者の利便性の向上が図られると考えられることから、平成二十四年二月一日から導入したところです。

（2）クレジットカード決済導入後の利用状況について伺いたい。

平成二十四年二月一日の導入から二月末日までのクレジットカードの利用状況は、窓口での支払い件数二万二千四百十四件、支払い金額一億四千九百三

十八万九千円のうち、利用件数は四百五件、利用金額は七百六十七万五千円となっており、利用率は、件数ベースで一・八%、金額ベースで五・一%となっております。

なお、クレジットカードは平日の九時から十六時三十分までは一階外来ホール支払い窓口で、また、これ以外の時間と土日祝日は救命救急センター受付で利用することができます。

(3) クレジットカード決済の導入に関する今後の県民への周知方法について伺いたい。

クレジットカード決済の導入に当たっては、県立中央病院のホームページでお知らせしたほか、院内にポスターを掲示したり、入院者全員にチラシを配布するなど、周知に努めてきたところです。

引き続き、患者の利便性向上を図るために、同様の周知を行うとともに、今後は、患者向けの広報紙や県の広報媒体を活用するなど、さらなる周知に努めてまいりたいと思います。